

議案第70号

葛飾区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年12月6日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の改正に伴い、規定の整備をする必要がある  
ので、本案を提出いたします。

葛飾区営住宅条例の一部を改正する条例

葛飾区営住宅条例（平成9年葛飾区条例第42号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項及び第3項中「第15条第1項」を「第16条第1項」に改める。

第16条中「第11条」を「第12条」に、「第15条第2項」を「第16条第2項」に改める。

第22条第1項中「第10条」を「第11条」に改める。

第23条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第30条第2項中「第15条第1項」を「第16条第1項」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(葛飾区コミュニティ住宅条例の一部改正)

2 葛飾区コミュニティ住宅条例（平成12年葛飾区条例第81号）の一部を次のように改正  
する。

第10条第1項中「第10条」を「第11条」に、「第11条」を「第12条」に改める。

(葛飾区民住宅条例の一部改正)

3 葛飾区民住宅条例（平成9年葛飾区条例第36号）の一部を次のように改正する。

第14条中「区民住宅条例第12条第1号」を「葛飾区民住宅条例（平成9年葛飾区条例  
第36号）第12条第1号」に、「区民住宅条例第10条」を「葛飾区民住宅条例第10条」に、  
「区民住宅条例第11条」を「葛飾区民住宅条例第11条」に、「省令第10条」を「省令第

11条」に、「省令第11条」を「省令第12条」に、「区民住宅条例第7条第1項」を「葛飾区民住宅条例第7条第1項」に、「区民住宅条例第3条第1項第4号」を「葛飾区民住宅条例第3条第1項第4号」に、「区民住宅条例第8条第1項第4号」を「葛飾区民住宅条例第8条第1項第4号」に改める。